

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年7月16日（水曜日）13時30分～13時53分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長  
三上商工観光課長、広谷商工労働係長

オブザーバー 阿部議員、平山議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

今回の議件は、羽幌町中小企業特別融資制度要綱の一部改正について担当課より説明をしたいということで今回開催いたします。

それでは、早速ですが、商工観光課、三上課長、お願いいいたします。

### 1 羽幌町中小企業特別融資制度要綱の一部改正について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

三上商工観光課長 13:30～13:31

本日は、お忙しい中、お時間をいただきまして、委員の皆様にはお忙しい中、本当にありがとうございました。本日改めたいということで説明させていただきますのは、羽幌町中小企業特別融資制度要綱ということで、昭和42年度に制定されまして今まで改正されていなかったということで、今の町内の事業所の状況を見ますと貸付条件の表現の中にちょっとふさわしくない部分がございますので、それを改めさせていただきたいということと長年改正をされていなかったということで一度に誤字とか表現の方法を併せて改正させていただきたいということでございます。

では、内容につきましては、広谷のほうから説明させていただきます。

広谷商工労働係長 13:31～13:38

それでは、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。まず初めに、1、制度概要でありますけれども、本制度は町内に独立した事業所または店舗を有する中小企業の育成振興

のために事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るための資金貸付制度となっております。貸付金の種類は、運転資金、設備資金となっておりまして、それぞれ限度額が2,000万円、3,000万円となっております。貸付利率は、表に記載のとおりとなっておりますけれども、各金融機関と協議の上、毎年度協定により定めておりまして固定金利となっております。償還期間は、運転資金が5年以内、設備資金が10年以内となっております。貸付条件につきましては、1年以上の営業実績があり、羽幌町商工会員であること、常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人などとなっております。取扱金融機関につきましては、留萌信用金庫及び北海道銀行となっております。預託金は、それぞれ2,000万円となっておりまして、融資枠は信金が4億円、道銀が3億5,000万となっております。信金の融資枠が4億円となっている理由につきましては、下記の米印にも記載しておりますけれども、今年3月に事業者から融資相談が多数あり、信金限度枠の増額の申出がありましたので、これを承認いたしまして4億円となっております。承認理由につきましては、これまで総枠7億円ということで運用していたもので、道銀の融資取扱額が当時5,000万前後だったことも踏まえまして町内事業者の資金調達が円滑に進むよう、また町の予算に配慮しつつ、信金の増枠を認めたものでございます。

次に、2番目、貸付取扱状況についてであります。内容は今年6月末時点のものとなっております。信金が利用件数47件で、融資総額3億6,342万7,000円、利用率が90.86%となっております。道銀が15件で、8,505万6,000円で、24.3%となっております。このうち今年度の新規利用件数は、信金6件、道銀2件となっております。

次に、3番、改正の経緯についてでありますけれども、1つ目が本年6月に信金に製造業者から資金貸付けの相談がありまして、常時使用する従業員数が72名の会社でありまして本制度の対象とならないということが分かりましたことから、制度改正の要望があったものであります。町といたしましても自力で資金を活用して投資する事業者を支援したいとの考え方から、国の中小企業者の基準を参照しまして町の貸付条件を緩和しようとするものであります。

2つ目が道銀の撤退、利子補給率の特例などによりまして融資取扱状況が増加しております。信金におきましては融資限度額を度々超えるほどの需要がある状況となっております。円滑に資金貸付けを行う観点からも金融機関ごとの限度枠を定めず、融資総枠を定めた中でやりくりできるように融資枠の運用見直しを行っております。

次に、資料裏面を御覧願います。4番、改正点についてでありますが、1つ目が貸付条件の緩和のため、要綱の第7条第1項第2号に規定します常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人を中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に改正いたします。中小企業基本法第2条第1項につきましては、下の表に記載しております。

業種ごとに条件が異なるものとなっておりまして、例えば製造業、建設業、運輸業その他の業種につきましては資本金または出資の総額が3億円以下で、常時使用する従業員数が300人以下というようにこれまでの50人という条件から緩和される内容となっております。

2つ目が融資枠の運用見直しであります、現在協定書の中で信金4億円、道銀3億5,000万円と定めている運用につきまして町の予算を鑑みまして融資総枠を7億円までと設定することを検討しておりますが、その範囲内であれば金融機関ごとに限度枠を定めず運用できるよう見直します。例といたしまして、今後信金が5億円まで融資した場合は、道銀が融資総枠残りの2億円までは融資可能というものになるもので、7億円の範囲内であれば融資枠にとらわれず貸付けを行うことができるようになるものです。

次に、5番、今後のスケジュールについてであります、①番の貸付条件の緩和につきましては、既に要綱の改正につきましては法規審査委員会のほうに付議させていただいておりまして、改正内容に問題がないかということの審査を受けている最中でございます。本日総務産業常任委員会開いていただきまして説明させていただいているところですけれども、本日意見等があれば、そういったものを踏まえて今後要綱の改正のほう行ってまいりたいというふうに考えております。

②番、融資枠の運用見直しということで、12月までに各金融機関に融資枠の総枠を定めるという運用方法について金融機関に説明及び協議をして来年度から運用したいというふうに考えております。

6番、参考制度ということで、今回改正に当たって参考にした要綱、要領等を記載させていただいております。

次に、資料2ということで、今回要綱改正に当たっての新旧対照表をつけさせていただいております。最初の前文、それと第1条、第3条、第8条、第9条につきましても改正する内容となっておりますが、主に文言の整理となっております。今回主になる改正という部分は、第7条第1項第2号になるのですけれども、常時使用する従業員の数が50人以下の会社または個人という部分が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を対象とするというように改正する部分が主な改正内容となっております。

説明につきましては以上です。

小寺委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願ひいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:38～13:53

逢坂委員 まず、1枚目の3番目なのですけれども、今年の6月に製造業から貸付けの依頼があったと、従業員が72名ということで、これ72名といったら相当数の数だと思うのですけれども、羽幌町の業者ということでいいですか。どこどことは言わなくても結構なので。

広谷係長 羽幌町の事業者になります。その羽幌町の事業所で働いている方の人数が72名いらっしゃるということです。

逢坂委員 分かりました。  
それから、あと2点ほど、中小企業の特別融資制度ということなのですけれども、相当前からある制度で、昭和42年からある制度で古いなと思うのですけれども、この制度の活用メリットというか、その辺は町としてメリットなりデメリットなり、デメリットがあればやめるだろうけれども、メリットというのはどういうところがあるのか、制度の概要の一番先に町内の独立したどうのこうのということで町内の事業所の支援だということは分かるのだけれども、メリットはどの辺にあるのかなというふうに、大きなメリットというのは何かあってこういう制度がずっと続けられてきているのかなと思うのですけれども、その辺は町としてどういうふうに捉えているのかなと思って。

広谷係長 町内事業者が設備投資をして、それに対する利子といったものが負担になってくるのですけれども、そういうものを町が補助金というか、利子補給することによりまして事業者がより投資に使うお金を融資を受けてやることがしやすくなっているというふうに捉えております。

逢坂委員 要するに事業者が使いやすくなっていることがメリットだということで町は捉えているということで、そういう理解でいいでしょうか。

広谷係長 おっしゃるとおりです。

逢坂委員 そしたら、もう一点、すみません。こっちのほうの2枚目、横書きの資

料2の裏面の最後の条項、第8条第3項の関係なのだけれども、担保、保証人というところがございまして、1号の中に原則としては担保を必要とすると、ただし事情やむを得ない場合は確実な連帯保証人2名以上を付すことによって担保を免除することができるってうたっているのですけれども、この確実な連帯保証人という基準というのが何か、2名以上というのは何かどこかにあるのかなと思って、その確実なという意味的なものを、どういう解釈で、基準で確実な連帯保証人として認めるのかなという、2名以上つけば担保は必要ないよということなのだから、その辺はどういうふうに町として解釈しているのかなと思って。

広谷係長 今まで連帯保証人を付して担保を免除されたという貸付けの対象になつた方はいらっしゃないのですけれども、確実なというふうに書かれているとおり、例えば町税等の滞納がない方ですとか、そういったものが考えられるのかなというふうに考えております。

逢坂委員 金額的に融資といったら額というのは結構なもので、例えば10万や20万のものでないと思うので、そうすると何百万、何千万単位の融資になると担保もつけないで連帯保証人もつけないで貸し付けるということが、普通であれば何千万の貸付けする場合にはやっぱり連帯保証人というのは必ずつけるはずなので、その辺をつけないでいいという理由がちょっと、確実なという言葉尻なのだけれども、確実な連帯保証人という意味がちょっと、ではどういう人が確実なのか、例えば私でも確実なのか、連帯保証人になるのかなって、そういう疑問がちょっとあるので、どういう方が確実な連帯保証人になるのかなという、私としてはちょっとここ引っかかるなと思うのだけれども、連帯保証人取らなければいいのだけれども、金額によってはいろいろとあるのだよというふうなことだとか、いろんなパターンがあるのですというのなら分かるのだけれども、あくまでも担保を取るというふうな大前提の中で確実な保証人がいればあなたの場合いいですよって、連帯保証人は要らないですよってなるわけでしょう。その辺の確実な連帯保証人というのは、基準みたいなもののがあるのかどうかという、なければなくていいのだけれども。

広谷係長 今現在この要綱の規定にある部分までしか手元にはそういった具体的な

ものがございませんので、運用に当たって別に基準が定められているというわけでもございません。状況としては、そういう状況となっております。ただ、基本的には北海道信用保証協会さんを挟んで貸付けを受けているというケースがほとんどになりますので、なかなか担保を必要としないで貸付けを受けているというケースはないのかなというふうに思っております。

工藤副委員長 ちょっと確認させてください。融資枠の運用見直しという部分、最初の資料の5番目の②なのですけれども、令和8年4月1日から運用ということになっているのですけれども、先ほど製造業の方が申し込まれてこういう改正をするということになったのだけれども、この令和8年4月1日からでその申込みがあった事業者はこれで間に合うかどうかちょっと気になるのだけれども。

広谷係長 先ほど資料等でもご説明させていただきましたとおり、融資枠の中で自由に貸付けが可能といった部分につきましては来年度からの運用を考えているところですけれども、今現在製造業の方から相談がある状況で、恐らく融資額を超えてしまうだろうということで信金さんのほうから話をいただいております。今現在考えているのは、今年度中に一時的にまた今年の3月に行ったような形で例えば5,000万円なりの増額の申出をいただいて、またそれを承認するという形で今年度中は運用を考えております。12月ぐらいまでに各金融機関のほうと説明なり協議をして協定書を整えれば、融資枠の運用見直しという部分は来年度から運用するという流れです。

工藤副委員長 そうすると、申込みのあった事業者は、今現在すぐ必要になる資金というか、そういうもののやりくりはできるのだよということで、こっちが心配することないのだというようなこと、そういうことでいいのですか。

広谷係長 おっしゃるとおり、今年度中に運用ができるということで考えております。

村田議長 先ほど逢坂委員からの担保、保証人の部分なのですけれども、何点か確

認したいことがあり、先ほど答弁の中で協会保証通しているものが多いとか何か、ほとんどは協会保証を通しているということだったので、その割合というのですか、実担保を持ってくる人もいるのかもしれませんけれども、どのぐらいの割合で協会保証を通した担保取っているのか分かれば。

広谷係長 今現在貸付けを行っている部分につきましては、100%北海道信用保証協会となっております。

村田議長 これも確認なのですから、協会保証の保証料もたしか利子補給と一緒に町のほうで補助しているのでいいですよね。確認です。

広谷係長 おっしゃるとおりです。保証料と利息の1%を超える部分を補給しております。

逢坂委員 また1枚目の貸付状況、令和7年6月末現在なのだけれども、利用件数結構あるのです。総計で62件で、大体この内訳というのはどのような、例えば製造業なり、あるいは建築業なり、多岐にわたっているとは思うのですけれども、その辺のこの62件の大体の大ざっぱで結構なので、件数の多い業種を教えていただければと思うのですけれども。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:51～13:51)

小寺委員長 会議を再開します。

広谷係長 主に貸付けを受けている事業者の業種につきましては、製造業、建設業、サービス業が多いというような状況になっております。また、そのほかにも小売業と運輸業等も貸付けを行っております。

逢坂委員 分かりました。そうすると、主に製造業、建設業とか、サービス業というか、ほとんど中小企業というか、本当に小さな小売店とか、そういう

ところはあまりないという、小売業者というか、そういうのはないのかなというふうに今の説明で感じているのだけれども、そういう小さなところはないということでいいですよね、現状。

広谷係長 貸付額は、製造業ですとか建設業は金額的には大きくなってくるところが多々あるのですけれども、小売業で少額で貸付け、運転資金みたいなもので貸付けを受けている事業者さんも数件あります。

小寺委員長 ほかにございませんか。（なし。の声） それでは、ないようですので、これは要綱なので、議決とかなく、このスケジュールでいくと明日町長決裁が行われて施行予定ということになっていますので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、本日の総務産業常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。